

## 大和市監査委員告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年10月31日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 大和市立小・中学校
- 2 監査対象期間 平成30年4月～令和元年9月
- 3 監査年月日 令和元年10月29日、30日、31日
- 4 監査の方法 この監査は、大和市立小・中学校〔小学校5校（大和、西鶴間、文ヶ岡、大野原、草柳）、中学校2校（大和、鶴間）〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 給食費の経理に関する事務
  - (3) 備品管理に関する事務
  - (4) 切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
  - (5) 出勤票・休暇届に関する事務
  - (6) 施設の維持管理状況
  - (7) 補助金等経理に関する事務
- 5 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。